

ドイツの家族機能と家族政策

本 沢 巳代子

I 東西ドイツにおける家族政策の 歴史的展開

1. 東西ドイツの分割まで

19世紀の後半には、ドイツでも産業革命の結果ブルジョアジーが台頭し、国家の基礎とされていた家父長的大家族の解体が促進されたため、ドイツ帝国は、体制維持のためにドイツ民法典を1896年に制定した(1900年施行)。そこでは、伝統的な男女の役割分担は自明のこととされ、「夫は外、妻は内」という家庭生活における性別役割分業が法制度化されたのである。実際にも、当時は、家庭外で所得活動に従事する有配偶女子の割合は、非常に低い水準にとどまっていた(表1参照)。

第一次世界大戦に敗れた後、ワイマール共和国の時代に、人口政策に関連して家族政策が云々されるようになったといわれている。そして、ナチス政権の時代になると、家族政策は、人口政策に人種差別政策を加えたものとして展開されるようになり、婚姻はドイツ民族の血と精神とを伝える社会的制度として国家的統制の下に置かれること

になった(1938年婚姻法)。そこでは、女性の役割は家庭で子供を産み育て、国家=民族共同体の一員として送り出すことにあり、国家を代表する超父としての総統の代行者である夫に隷属するものとされた¹⁾。

第二次世界大戦の敗北によって、まず1938年婚姻法の人種政策的・人口政策的諸規定が廃止された。また、戦後の混乱のなかで社会的にも大きな役割を担うことになった女性たちの存在は、家庭の内外における男女の役割分担に変化を及ぼし始めた。このような状況のもとに登場した1946年婚姻法は、ナチスが体制維持のために利用した伝統的な家父長的家族の解体を促すとともに、家族法の近代化をもたらした。しかし、その後、ドイツは東西に分割されることとなり(1948年9月)、1950年代には、東西両ドイツは、互いを意識しあった共産イデオロギー、反共イデオロギーに基づく家族政策をそれぞれ展開することになった。

2. 東ドイツにおける家族政策の展開²⁾

東ドイツでは、1949年にドイツ民主共和国憲法が施行され、男女の事実的同権(tatsächliche Gleichberechtigung)³⁾と家庭における男女平等に反するすべての法律規定は効力を失うものとされた。この男女の事実的同権と家庭における男女平等の実現という目標は、1990年10月3日のドイツ再統一まで効力を有していた1968年の憲法にもそのまま受け継がれている。このように男女の事実的平等が目指された背景には、戦争の結果として成年男性の人口が極端に減少していたため、戦後の復興には女性の労働力が不可欠であったからといわ

表1 ドイツにおける女子労働の推移

1882~1939年

%	年					
	1882	1895	1907	1925	1933	1939
全就業者中に女子の占める割合	29.2	29.8	33.8	35.9	35.5	35.8
単身女子の就業率	69.4	67.5	71.7	73.8	73.7	77.2
有配偶女子の就業率	9.5	12.2	26.3	29.1	30.1	33.8
女子雇用労働者中の有配偶女子の割合	10.2	11.9	14.8	15.6	18.3	23.6

(出典) 広渡清吾「西ドイツの離婚」利谷仙編『離婚の法社会学』、東京大学出版会、1988年、240頁から転載。

れている。具体的には、憲法第20条2項は、あらゆる分野における男女平等、特に女性の職業能力の促進に対する社会・国家の責務を規定するとともに、第24条では、男女の同一労働・同一賃金を保障している。そして、第38条は、婚姻・家族・母性の保護を規定する(1項)とともに、その保護は、婚姻・家族における男女平等および社会的・国家的援助により保障され(2項1文)、特に多子家庭・単親家庭および(2項2文)母子には特別な保護(3項)が与えられるとし、また、子の健全育成は親の権利および義務であると規定している(4項)。

このような憲法の諸規定を受けて、男女平等と母子保護を中心とした女性政策が展開され、それを通じて、1960年代末までに家族政策の基礎的部分が確立された。具体的には、1950年9月27日の「母子保護および女性の権利に関する法律」によって、産前5週間、産後6週間の有給出産休暇制度、一時金による出産補助金制度、多子家庭のための経済的援助としての第4子以上の子に対する児童手当の給付制度が創設され、さらに1961年には、子が満1歳になるまでの期間について、育児休暇制度が無給ではあるが導入された。また、1965年12月20日には、それまでに存在した婚姻・家族に関する種々の個別法規を整理統合した家族法典が制定された⁴⁾。同法は、家族が社会主義国家の最小単位であることを前文で明記し、第一編で基本原則として、国による婚姻および家族の保護・援助、婚姻生活における男女同権、子の養育についての父母および国・社会の共同責任を挙げている。

1970年代からは、社会政策的諸施策の中心は、それまでの女性ないし母性政策から家族そのものに向けられるようになった。この時期には、職業と母性のより良い調和を図ること、妊娠や幼児の養育のために女性の所得がなくなることによって生じる男女の社会的差異を縮小させること、子の数の多少により家族を社会的に別異に取り扱うことをやめることが目指された。その背景には、70年代に入ってからの生産人口の減少(西側への人口流出、出生児数の減少、離婚および独身者の増

加などによる)があるといわれている。具体的な施策としては、1972年に導入された26歳以下の夫婦のための結婚時貸付金制度、子の数による差別的取り扱いを廃止するための出産補助金制度の改革、1976年の有給出産休暇制度の改革(産前6週間、産後20週間)および育児休暇制度の改革(第2子から有給)、1977年の2人以上の子をもつ母親に対する40時間労働の保障、数次にわたる児童手当の引き上げ、1981年と86年の結婚時貸付金制度の拡充(収入制限の撤廃、制限年齢の引き上げと貸付金額の引き上げ)、1984年と1986年の育児休暇制度の拡充(第3子以降は1年半に延長、第1子から有給)などが実施された。そして、これら一連の母親と子に対する手厚い保護政策は、1974年以降の出生数の増加として結実したといわれている。

3. 西ドイツにおける家族政策の展開⁵⁾

西ドイツでは、1953年にボン基本法が施行され、その第3条2項では男女同権が、そして第6条1項では国家および社会による家族の保護が規定された。1952年には母性保護法が制定され、1957年には男女同権法⁶⁾によって、民法の領域における男女の機能的平等(funktionelle Gleichberechtigung)が図られ、その後の西ドイツ家族法の基本原則となる所得活動と家政管理(Haushaltsführung)の等価値原則が確立された。これは、伝統的な男女の役割分担に基づく主婦婚(Hausfrauehe)を前提に、夫の所得活動と妻の家事・育児を等価値とみなすことによって、男女の機能的平等を図ろうとするものであり、西ドイツの男女同権に対する考え方の特徴を最も如実に表している。

1960年代に入って、西ドイツ社会は1950年代末以来の奇跡的な経済発展の結果、政治的には安定をみたが、他方では女性の大量就労による家族構造の大変動をきたすことになった。それにともなって、家族政策も、反共イデオロギー的なものから家族の安定化を目指すものへと変わっていった。1960年代後半になると、初めての経済不況をきっかけに価値観の転換が起こり、従来の社会秩序を改革するための法改正要求となって現れてきた。

この改革は、そのイニシアチブをとった社会民主党 (SPD) の政策理念のもと、子供の権利保護と男女の実質的平等を実現するべく、数多くの法改正や新法制定という形で行われた。具体的には、子の福祉の観点から、非嫡出子と嫡出子の法的地位の平等化を図るための1969年の非嫡出子法制定、完全養子制度と養子宣告制を導入するための1976年の養子法改正、親子関係が支配関係 (Gewaltverhältnis) ではなく監護関係 (Sorgeverhältnis) であることを明確にするための1979年の親子法改正、単親家庭の子供のための1979年の扶養料立て替え制度改正などが行われた。また、男女平等の観点からは、家庭内における男女平等を実現するための1976年の婚姻法および家族法の改正⁷⁾、職場における男女平等を実現するための1980年の男女平等待遇法⁸⁾ や働く女性のための1979年の母性休暇法の制定が行われた。これら一連の法改正および新法制定により、それまで残存していた家父長的家族像は一掃され、新たに自由・対等な個人の結合体として、パートナーシップを基調とする夫婦関係・親子関係が法律上保障され、そして、このような個人主義的家族観は、実際の社会においても急速に定着していった。

その後1982年に登場したキリスト教民主同盟 (CDU) を中心とするコール政権は、家族の強化 (Stärkung der Familie) を目指す家族政策を展開している。具体的には、子供をもつ家族 (単親家族を含む) の負担調整および家族にやさしい労働界の実現を目標とし、そのために、例えば1984年の所得税法の改正によって、単親家庭も子供の世話に要した費用について完全家族と同様の控除を受けうることとし、また、1985年の所得税法の改正および児童手当法の改正によって、子供を扶養する親のための各種控除額 (Kinderfreibetrag) の引き上げおよびその恩恵に浴することのできない低所得者のための児童手当の割増制度 (Kindergeldzuschlag) を導入した。さらに、SPD 政権下において企図されながら実現をみなかった育児手当制度と育児期間の年金保険期間への算入制度を法制化した⁹⁾。いずれの制度も、父母の別および所得活動の有無によって区別することなく、育児を

専ら担当する両親の一方が経済的不安なく育児に専念できるよう配慮したものである。また、1987年からは、子供のいる家庭や多世代家族のための住宅取得について税法上の優遇措置の対象限度額の引き上げとともに、子供1人につき8年間にわたり年間600マルクの納税免除を行う制度 (Baukindergeld) を第1子にも適用することにした。このほか、1984年には、未出生の子の生命保護のために妊婦、特に未婚の母の援助を目的とする連邦「母と子——未出生の子の生命保護」財団を設立している。このような一連の子をもつ家族の負担調整措置と並んで、社会政策的観点から要援護者 (要援護老人、重度障害者) をもつ家族の負担軽減も図られている。そして、在宅福祉促進に関連して、社会サービスの充実ならびに家族および隣人の支援の重視とともに、多世代同居を可能にするための諸施策も必要であるとしている。

II 東ドイツの家族と家族政策

1. 東ドイツの家族

東ドイツでは、表2のように、婚姻数は、1960年代に一旦減少した後1970年代に増加に転じたが、1977年をピークに再び減少し、1982年には最低を記録した。その後再び増加に転じたが、1987年をピークにまた減少し始めている。このような婚姻数の増減は、婚姻適齢 (表3参照) にあたる20歳代前半の人口の増減が一因になっていると思われる (図1参照)。これに対し、離婚件数は、1960年代以降ほぼコンスタントに増加してきており、1980年代に入ってから、ほぼ5万件で安定している。これらの数値は、1年間に締結される婚姻の2.5件から3件に1件が、離婚により解消されていることを示している。また、表3のように、婚姻年齢も全体に高くなってきており、1960年には、初婚年齢は男23.9歳、女22.5歳であったのが、1989年には、それぞれ25.3歳、23.2歳になっている。さらに、婚姻締結者に占める離婚者の割合が増加していることも、婚姻年齢を押し上げる原因となっている。

出生児数は、表2のように、1950年代から1970

表 2 東ドイツの婚姻締結数，離婚数，出生数

年号	人口数	婚姻数	人 1,000人当たり	離婚数	人 1,000人当たり	出生数	非嫡出子数(割合)
1950	18,388,172	214,744	11.7	49,860	2.7	303,866	—
1960	17,240,526	167,583	9.7	24,540	1.4	292,985	33,991 (11.6)
1970	17,058,229	130,723	7.7	27,407	1.6	236,929	31,522 (13.3)
1975	16,850,125	142,130	8.4	41,632	2.5	181,798	29,340 (16.1)
1980	16,737,204	134,195	8.0	44,794	2.7	245,132	55,998 (22.8)
1985	16,644,308	131,514	7.9	51,240	3.1	227,648	76,962 (33.8)
1986	16,624,375	137,208	8.3	52,439	3.2	222,269	76,524 (34.4)
1987	16,641,298	141,283	8.5	50,640	3.0	225,959	74,104 (32.8)
1988	16,666,340	137,165	8.2	49,380	3.0	215,734	72,149 (33.4)
1989	16,614,294	130,989	7.9	50,063	3.0	198,922	66,914 (33.6)

(出典) Statistisches Jahrbuch der DDR 1990, S. 403, 404, 418, 419 を参考に作成。

表 3 東ドイツにおける婚姻締結前の家族状態と婚姻年齢

	年号	男 性			女 性		
		独身	死別	離婚	独身	死別	離婚
婚姻締結者に占める割合 (%)	1960	81.5	6.0	12.5	85.7	5.1	9.2
	1989	71.3	2.5	26.2	71.6	2.3	26.1
婚姻時における年齢 (歳)	1960	23.9	55.5	38.7	22.5	47.5	35.5
	1989	25.3	54.8	37.6	23.2	44.9	34.0

(出典) Statistisches Jahrbuch der DDR 1990, S. 416, 417 を参考に作成。

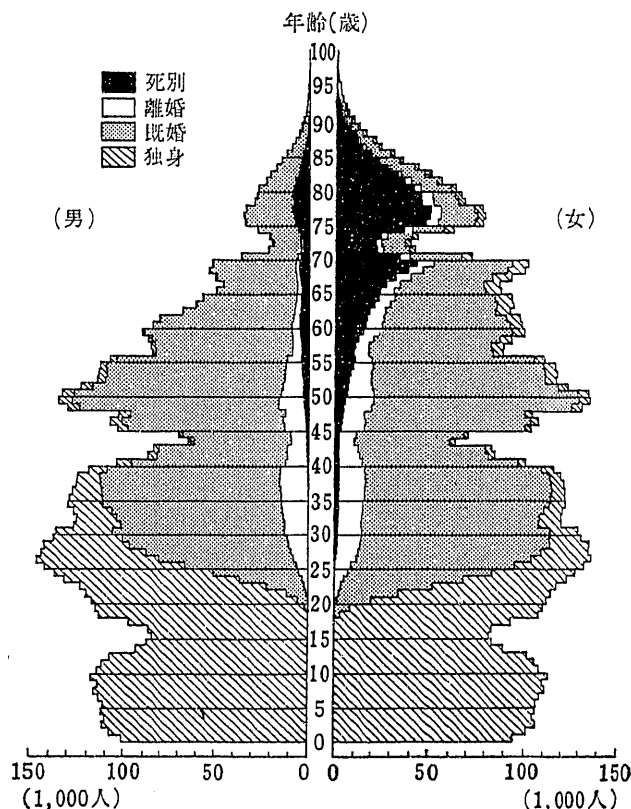
年代半ばごろまでは一貫して減少していたが、その後増加に転じ1970年頃の水準にまで戻ったものの、1982年をピークに再び減少してきている。しかし、東ドイツでは、約9割の女性が子供を持っているといわれており、表4に見られるように、2人以上の子供をもつ者の割合も多くなっている。もっとも、嫡出子と非嫡出子の区別が法律上全くなくなっていることもあって、非嫡出子の出生数は、表2からも明らかのようにかなり多くなってきており、結婚せずに共同生活を営む男女が、東ドイツでも増えているものと推測される。

女性の就業人口は、事実的男女平等の実現を目指して女性の職業進出が促進されてきた結果、

表 4 東ドイツにおける子の出生の順番と割合

年	1960	1970	1980	1985	1986	1987	1988	1989
第1子	41.2	44.3	53.9	48.5	48.0	46.3	45.9	45.9
第2子	27.7	29.8	35.5	37.0	37.3	38.0	38.2	37.9
第3子	15.1	14.1	7.4	10.6	10.5	11.3	11.3	11.4
第4子以上	15.9	11.7	3.2	3.8	4.1	4.5	4.6	4.8

(出典) Statistisches Jahrbuch der DDR 1990, S. 418.



(出典) Statistisches Jahrbuch der DDR 1990, S. 369.

図 1 東ドイツの人口構成 (1989年)

表 5 東ドイツの女子労働の推移 1950~1989年

年	1950	1960	1970	1980	1989
女子就業人口 (万人)	288.0	345.6	375.0	410.6	417.8
女子可働人口 (15~60歳) 中の就業率 (%)	—	—	81.9	87.6	91.3 (1985年)
全就業者中に占める女子の割合 (%)	40.0	45.0	48.3	49.9	48.9

(出典) 石田由紀「東ドイツにおける婦人労働者」経済編集部編『経済大国 日本の女性』, 新日本出版社, 1990年, 222頁第9表, および, Statistisches Jahrbuch der DDR 1990, S. 129, 130 を参考で作成。

1950年の288万人から1989年の418万人にまで増加しており(表5参照), 15歳から60歳の女子可働人口でみると, 実にその91%が何らかの形で就労していることになる。したがって, ほとんどの女性が固有の所得をもち, 社会保険の被保険者として固有の保障を受け, 固有の年金権を保有していることになる。職業教育や高等教育を受ける女性の割合も年々増加しており, 少なくとも45歳以下の男女については, その職業能力や資格に優劣はないといわれている。もっとも, 女性の平均所得は男性よりも低く, その差額は250マルクぐらいあるとのことである。その原因は, 職業構造の性別による違い, 女性の能力が十分に活用されていないこと, 女性のパートタイム労働が比較的多いことにあるといわれている¹⁰⁾。なるほど保育所や学童保育所は整備されており, 特に1歳から3歳までの子供については, 親が希望さえすれば, その8割以上は保育所であずかってもらうことができ¹¹⁾, 女性が働き続ける社会的条件は整っている。しかし, 家庭での伝統的な男女の役割分担はほとんど克服されておらず, そのため女性は職業と家庭の二重負担を負うことになり, 女性が十分に能力を発揮できずにいると指摘されている¹²⁾。このような女性の二重負担の軽減ないし解消が, 今後の課題とされている。

2. 東ドイツの家族政策¹³⁾

東ドイツの家族政策は, 女性が働くことを前提に, 母性保護と家族負担の軽減を目指すものとなっている。具体的には, ①30歳未満の若年夫婦の独立資金としての7,000マルクまでの無利子貸付金(返済期限11年, 子の誕生に応じて段階的に返済免除, 3人の子がある場合は全額返済免除), ②産前6週間, 産後20週間(多子の場合, 合併症

のある場合は22週間)の休暇(その間, 本人の純所得を保障), ③子が誕生した場合に支給される1,000マルクの出産補助金, ④子が満1歳(第3子以降は満1歳半)になるまでの期間について保障される育児休暇(その間, 本人の賃金の50%, 第2子の場合65%, 第3子の場合75%を保障), ⑤3歳未満の子の70%のための保育所(Kinderkrippen)および3歳から6歳までの子全員のための幼稚園(Kindergarten)の確保, ⑥育児休暇後に適切な保育所がみつからない場合に保障される3年間の休業(無給, 職場復帰保証), ⑦16歳未満の子2人以上をもつ母親のための賃金カットなしの労働時間短縮(週43時間45分を40時間に短縮), ⑧16歳未満の子2人以上をもつ母親のための長期休暇の延長(一般労働者の長期休暇18日を20~23日に延長), ⑨フルタイムで働く女性のための毎月1日の家事のための有給休暇(18歳未満の子をもつ単身の父親, 妻が病気の場合の夫も取得可能), ⑩14歳未満の子2人以上をもつ母親のための看護休暇(子2人6週, 3人8週, 4人10週, 5人以上13週, 賃金の70~90%保障), ⑪児童手当の支給(第1子50マルク, 第2子100マルク, 第3子以上各150マルク), ⑫3人以上の子をもつ母親のための年金保険期間(子1人につき3年を保険料支払済期間として算入)などがある。このほか, 子が3人以上いる家族のための特別援助として, 住居の優先的供給, 保育所・幼稚園への優先入所, 家賃補助, 子のためにかかる費用の援助などがあり, また単親のための追加援助として, 保育所・幼稚園への優先入所, 看護休暇の延長などがある。

東ドイツの婦人政策・家族政策の中心は, 女性が出産後も働き続けることができるようにするために, 特に乳幼児のための保育所を建設・整備す

表 6 西ドイツの婚姻締結数、離婚数、出生数

年号	人口数	婚姻数 人,000人当たり	離婚数 人,000人当たり	出生数	非嫡出子数(割合)		
1950	50,958,125	535,708	10.7	84,740	1.7	812,835	79,075 (9.7)
1960	55,958,321	521,445	9.4	48,878	0.9	968,629	61,330 (6.3)
1965	59,296,591	492,128	8.3	58,728	1.0	1,044,328	48,977 (4.7)
1970	61,001,153	444,510	7.3	76,520	1.3	810,808	44,280 (5.5)
1975	61,644,624	386,681	6.3	106,829	1.7	600,512	36,774 (6.1)
1980	61,657,945	362,408	5.9	96,222	1.6	620,657	46,923 (7.6)
1985	61,020,474	364,661	6.0	128,124	2.1	586,155	55,070 (9.4)
1986	61,140,461	372,112	6.1	122,443	2.0	625,963	59,808 (9.6)
1987	61,238,079	382,564	6.3	129,850	2.1	642,010	62,358 (9.7)
1988	61,715,103	397,738	6.5	128,729	2.1	677,259	67,957 (10.0)

(出典) Statistisches Jahrbuch 1990 für die BRD, S. 61, 70.

表 7 西ドイツの非婚生活共同体数の推計

(単位: 1,000)

非婚生活共同体	1972年	1978年	1982年	1985年	1986年	1987年	1988年
子供がいる	111	298	445	616	645	688	723
子供がいない	25	51	71	70	86	90	97
合計	137	348	516	686	731	778	820

(出典) Statistisches Jahrbuch 1990 für die BRD, S. 58.

ることになった。その結果、保育所への入所可能人数は、総計35万人にも達した。しかし、すべての母親が子供を1日中保育所・幼稚園や学童保育所にあずけて、フルタイムで働くことを望んでいるわけではなく、特に子供が小さいうちはできるだけ子供と一緒にいる時間を多くもちたいという希望もある。それゆえ、一律的な社会主義的母子関係の押しつけではなく、多様な子育てのあり方が認められるべきであるといわれている¹⁴⁾。

III 西ドイツの家族と家族政策

1. 西ドイツの家族¹⁵⁾

西ドイツでは、表6のように、婚姻数は、1960年ごろから一貫して減少していたが、1982年を底に近年は増加傾向に転じている。しかし、表7から明らかのように、法律上の婚姻関係を避けて、非婚生活共同体(nichteheliche Lebensgemeinschaft)で生活する男女の数も1982年以降急激に増加しており、むしろ近年の婚姻数増加の主たる原因は、20歳代人口の多い時期にあたっているためと思われる(図2参照)。婚姻年齢は全体に高くなってきており、初婚年齢は、1960年には男25.9歳、女

表 8 西ドイツにおける婚姻締結前の家族状態と婚姻年齢

	年号	男 性			女 性		
		独身	死別	離婚	独身	死別	離婚
婚姻締結者に占める割合(%)	1960	87.1	4.6	8.3	90.2	3.0	6.7
	1988	79.3	2.4	18.4	80.1	1.3	18.7
婚姻時における年齢(歳)	1960	25.9	54.7	40.7	23.7	45.6	36.7
	1988	28.0	57.7	40.7	25.5	48.8	37.1

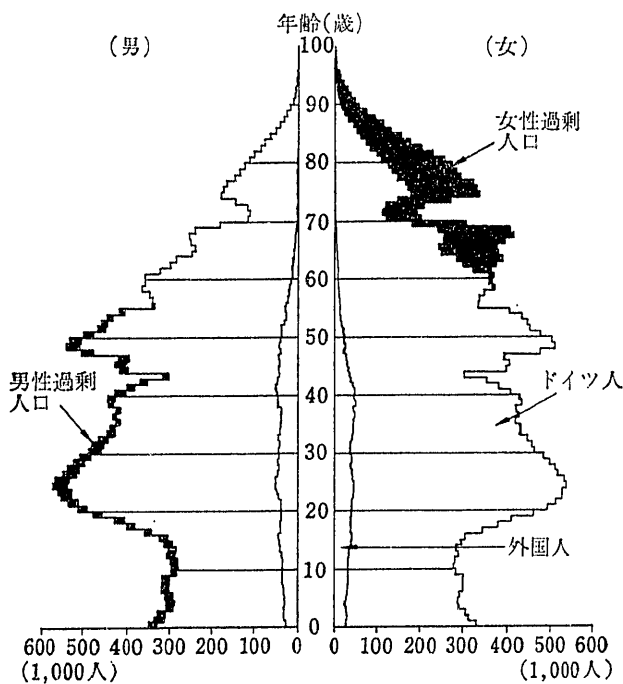
(出典) Statistisches Jahrbuch 1990 für die BRD, S. 62, 63, および、広渡清吾「西ドイツの離婚」利谷他編『離婚の法社会学』、東京大学出版会、1988年、235頁を参考に作成。

23.7歳であったものが、1988年には男28.0歳、女25.5歳になっている(表8参照)。さらに、婚姻締結者に占める離婚者の割合が増加しており、やはり婚姻年齢を押し上げる一因となっている。一方、離婚件数は、表6にみられるように、1960年代以降ほぼコンスタントに増加してきており、1980年代後半に入ってから、だいたい12万9,000件前後で一定してきている。これらの数値からすると、1年間に締結される婚姻の3件に1件が、離婚により解消されていることになる。また、離婚によって解消される婚姻の継続期間は長くなってきており、それにとまって親の離婚に巻き込

表 9 西ドイツの離婚解消された婚姻の継続期間、離婚の申立人、子の数 (1988年)

婚姻継続期間	離婚解消された婚姻数				未成年の子の数			
	総数	夫申し立て	妻申し立て	夫婦申し立て	0人	1人	2人	3人以上
5年以下	32,835	10,397	19,404	3,034	21,209	9,796	1,643	187
6年以上10年以下	33,108	9,960	20,063	3,085	13,995	12,219	5,880	1,014
11年以上15年以下	21,456	7,039	12,449	1,968	6,930	7,227	5,753	1,546
16年以上20年以下	17,028	6,153	9,292	1,583	4,940	6,123	4,637	1,328
21年以上	24,302	10,235	11,852	2,215	17,667	5,216	1,178	241
合計	128,729	43,784	73,060	11,885	64,741	40,581	19,091	4,316

(出典) Statistisches Jahrbuch 1990 für die BRD, S. 70 を参考に作成。



(出典) Statistisches Jahrbuch 1990 für die BRD, S. 53.

図 2 西ドイツの人口構成 (1989年1月1日現在)

表 10 西ドイツにおける15歳以下の子供の数と世帯別割合

年	15歳以下の子供数 (1,000人)	婚姻夫婦世帯 (%)	単親世帯 (%)		
			合計	父子家庭	母子家庭
1961	11,659	93.3	6.6	0.6	6.1
1970	13,938	93.5	6.5	1.1	5.4
1980	11,196	91.7	8.3	1.2	7.1
1987	8,775	89.3	10.7	1.3	9.5

(出典) Richard Albrecht, "Patient Familie," Zentralblatt für Sozialversicherung, Sozialhilfe und Versorgung 10/90, S. 294.

まれる未成年の子の数も増加しており、表9にみられるように、離婚全体の約半数は有子離婚となっている。その結果、単親家庭の割合も高くなっ

てきており、特に母子家庭の割合が高くなっている (表10参照)。

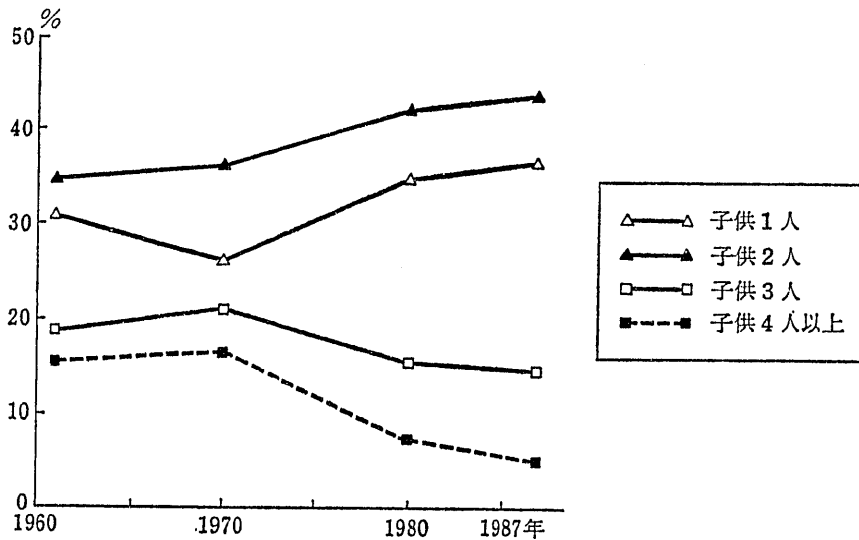
出生児数は、表6のように、1960年代半ばをピークに減少し続けていたが、1984年に最低を記録した後は増加に転じており、特に育児手当・育児休暇法が施行された1986年以降の出生児数の増加には目覚ましいものがある。20歳代人口の多い時期にあたっていることを割り引いても、年間当たりの出生児数がこの5年間で10万人近く増加しているところからして、育児手当・育児休暇など一連の諸施策が大きなインパクトになっていると思われる。そして、この最近における出生児数の増加は、非嫡出子の出生数が増加傾向にある (表6参照) とはいうものの、出生児数全体に占める割合はそれほど多くないことからして、婚姻夫婦間に生まれる子供の数の増加によって支えられているということが出来る。なお、家族内における子供の数は、図3にみられるように、全体としては減少してきているが、しかし2人以上の子供をもつ者も決して少なくはない (表11参照)。

女性の就業人口は、1960年代以降それほど増加

表 11 1988年に西ドイツで生まれた嫡出子の出生の順番と出生数

	第1子 (割合)	第2子 (割合)	第3子 (割合)	第4子以上 (割合)
ドイツ人母	265,375 (49.0%)	194,112 (35.8%)	61,979 (11.4%)	20,201 (3.7%)
外国人母	26,149 (38.7%)	20,864 (30.8%)	10,899 (16.1%)	9,723 (14.4%)
合計	291,524 (47.8%)	214,976 (35.3%)	72,878 (12.0%)	29,924 (4.9%)

(出典) Statistisches Jahrbuch 1990 für die BRD, S. 66 を参考に作成。



(出典) Richard Albrecht, "Patient Familie," Zentralblatt für Sozialversicherung, Sozialhilfe und Versorgung 10/1990, S. 293.

図3 世帯内の15歳未満の子供の数と割合 1961~1987年

してはいない (図4参照) が、そのなかに占める有配偶女子の割合は増加してきている (表12参照)。有配偶女子の職業進出は、同時にパートタイム労働の増加をもたらしており、1972年から87年までの15年間に、週労働時間が20時間未満の

表12 西ドイツにおける女子労働の推移 1950~1989年

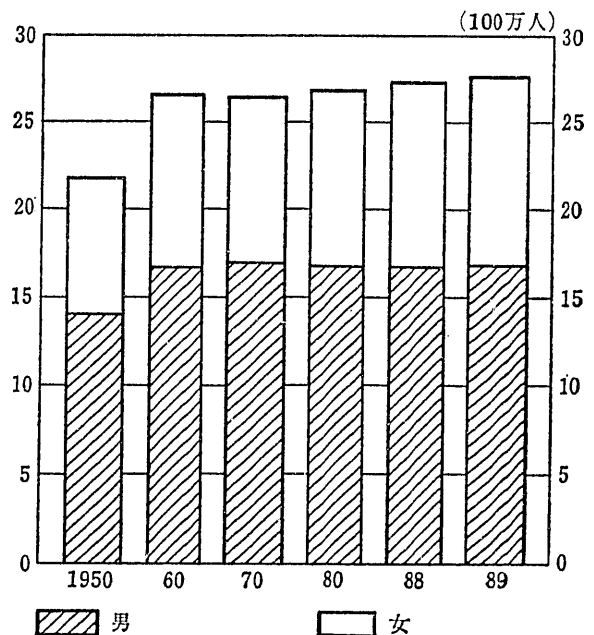
年	1950	1961	1970	1980	1984	1989
全就業者中に女子の占める割合	36.1	37.0	36.0	37.6	39.1	38.9
単身女子の就業率	68.7	69.2	68.1	62.0	61.4	—
有配偶女子の就業率	26.4	36.5	40.9	48.3	47.5	—
女子雇用労働者中の有配偶女子の割合	19.7	35.7	50.7	57.0	57.0	55.5

(出典) 広渡清吾「西ドイツの離婚」利谷他編『離婚の法社会学』, 東京大学出版会, 1988年, 240頁, 242頁, および, Statistisches Jahrbuch 1990 für die BRD, S. 96 を参考に作成。

表13 西ドイツの週労働時間別男女就業者数と割合 (1989年4月現在)

総数 (1,000人)	15時間未満	15~20時間	21~35時間	36~40時間	41時間以上	
男子就業者	16,948	118 (0.7%)	146 (0.9%)	257 (1.5%)	13,199 (77.9%)	3,229 (19.1%)
女子就業者	10,794	554 (5.1%)	1,431 (13.3%)	1,503 (13.9%)	6,337 (58.7%)	969 (9.0%)
(有配偶者)	5,994	463 (7.7%)	1,213 (20.2%)	1,155 (19.3%)	2,574 (42.9%)	588 (9.8%)

(出典) Statistisches Jahrbuch 1990 für die BRD, S. 96 を参考に作成。



(出典) Statistisches Jahrbuch 1990 für die BRD, S. 97.

図4 就業人口

表14 西ドイツの世帯別女子就業率 (1986年4月現在)

	男子就業率 (%)	女子就業率 (%)				
		全体	独身	既婚	死別	離婚
15~65歳	82.0	53.4	64.1	48.4	33.4	77.7
15歳以上	60.6	36.3	35.2	42.9	9.4	65.7

(出典) Statistisches Jahrbuch 1990 für die BRD, S. 97.

パートタイム労働は約2倍に増えている。ちなみに、社会保険加入義務のあるパート労働に従事している女性は、1980年から87年の間に4.5%増加している(男性は2.5%)¹⁶⁾。もっとも、有配偶女子についても、週労働時間が36時間以上のフルタイム労働についている者がその半数を超えている(表13参照)。さらに、子供をもつ女性の就業率も高くなってきており、1987年には、子供のいる25歳から35歳までの女性の41.4%、35歳から45歳までの51.3%が雇用労働に従事していた¹⁷⁾。なお、離婚した女性の就業率は、有配偶女子や死別女子に比べてかなり高くなっており、15歳から65歳の範囲でみると77.7%と男性の就業率82.0%に非常に近く、65歳以上までをカウントすると、65.7%と男性の60.6%を上回っている(表14参照)。

2. 西ドイツの家族政策

(1) 連邦政府(CDU)の家族政策¹⁸⁾

(a) 家族政策に対する基本的立場

現在の連邦政府は、CDU/CSUとFDPの連立内閣である。したがって、連邦政府の諸施策もこれら3党の政策協定によるということになるが、CDUがその圧倒的多数を占めている関係上、連邦政府の家族政策は、専らCDUの家族政策を基礎として組み立てられている。CDUの家族政策は、男女が家庭と仕事についての役割分担を相互に話し合って自由に決めることができるように、家政管理と所得活動が等価値であるとの考えのもと、選択の自由と夫婦のパートナーシップを確立すること、さらに、それによって家族と子供に優しい社会にしていこうことを目標としている。そのためには、子供をもつ家庭の養育負担を軽減し、家族のための家庭での労働の価値を経済的に正当に評価することが必要である。

(b) 家族の負担の軽減 (Familienlastenausgleich)

家庭は人間が社会を形作っている行動様式、愛情、信頼、寛容、思いやり、献身、共同責任を学ぶ場であり、それゆえに家庭で子を養育することは社会的価値のあることである。したがって、家庭で子を養育する場合の負担を経済的に軽減する

ための諸施策が講じられなければならない。具体的には、①税法上の子供控除(Kinderfreibetrag)の額の引き上げ(子1人につき1983年432マルク、1986年2,484マルク、1990年3,024マルク)、②単親家庭のための世帯控除額の引き上げ(1986年4,536マルク、1988年4,752マルク、1990年5,616マルク)、③近親者を扶養している家庭のための課税控除限度額の引き上げ(1986年4,500マルク、1990年5,400マルク)、④税法上の子供控除の恩恵にあずかることのできない低所得世帯のための児童手当割増金(Kindergeldzuschlag)、⑤失業中の学生でない18歳から21歳の青年に対する児童手当の支給、⑥第2子のための児童手当の最高額の引き上げ(1990年7月以降100マルクから130マルクに引き上げ;その結果、第1子50マルク、第2子130マルク、第3子220マルク、第4子以上各240マルク)、⑦税法上の教育費控除額の引き上げ(1988年1月)と奨学金の支給要件の改善(1990年1月)などが行われている。このほか、住居に関連した家族負担の軽減措置として、⑧自己使用のための住居・家屋を取得するさいの税法上の優遇措置の限度額の引き上げ(1987年以降20万マルクから30万マルクに)、⑨自己使用のための住居を建設または取得した後8年間子1人につき税金から控除される建築児童手当(Baukindergeld)の額の引き上げ(1987年600マルク、1990年750マルク)、⑩住宅手当(Wohngeld)の支給対象の拡大と支給額の引き上げなどが行われている。

さらに、これからの施策として挙げられていることとしては、①第1子に対する児童手当を1992年1月から70マルクに引き上げる(ただし、旧東ドイツ地域については、1991年1年間の暫定措置として、1人子家庭のための児童手当を50マルクから65マルクに引き上げる)こと、②税法上の子供控除の額を子供の最低生活維持のために必要な費用の額にまで引き上げ、その恩典に浴する高額所得家庭に対する児童手当の支給を止めることなどがある。なお、妊娠中絶に対する刑罰を規定した刑法218条に関しては、新しい法規定が施行されるまで、旧東ドイツ地域では同条の適用を見合わせるが、連邦の負担で妊娠中絶に関する相談所

を設けること、旧西ドイツ地域では今までの州法の規定を適用することとしている。

(c) 家庭と仕事

家庭で家族的労働 (Familienarbeit) をする男女の負っている社会保険制度上の不利益を除去することによって、家族的労働と所得活動を同時にまたは相前後して結びつけやすくしなければならない。そのために、具体的には、①法定年金保険において、子を家庭で養育する父母のために、子の養育期間を保険料納付済期間として算入すること (1986年から子1人につき1年、1992年からは3年)、②子を家庭で養育する父母に支給される月額600マルクの育児手当 (Kindererziehungsgeld) の給付期間の段階的延長 (1986年1月から10ヵ月、1988年1月から12ヵ月、1989年7月から15ヵ月、1990年7月から18ヵ月) および支給対象の拡大 (1990年7月からは学生にも支給)、③単親家庭における仕事と育児の両立のために、親が働いている間子供の世話をみてもらう費用 (Kinderbetreuungskosten) を税法上控除すること (証明があれば第1子4,000マルク、第2子以上各2,000マルクまで、証明がなければ子1人につき一律480マルク)、④重度要介護親族のいる世帯、10歳未満の子のいる単親家庭、2人以上の子のいる婚姻夫婦世帯において家政管理を補助する者を雇うために必要な費用の税法上の特別控除 (1990年1月から最高1,200マルク) などが行われている。また、女性の職場復帰をやすくするための女性政策も、家庭と仕事をより良く調和させることに役立っている。例えば、①就業促進法 (Beschäftigungsförderungsgesetz) による扶養手当 (Unterhaltsgeld) 付きの継続教育・再教育期間の延長 (1985年5月に3年から5年に延長)、②雇用促進法 (Arbeitsförderungsgesetz) による継続教育の柔軟化のための扶養手当付きのパートタイム型の導入 (1986年1月)、③パートタイム労働に対するフルタイムとの労働法上の平等取り扱い (1985年5月)、④法定年金保険の資格期間の最低限度の引き下げ (15年から5年に) などがある。

さらに、これからの施策として挙げられていることには、①1993年1月から育児手当の支給期間

を24ヵ月に延長すること、②1992年1月から職場復帰を保障された育児休暇の期間を3年に延長すること、③1994年から単親家庭の親が働いている間子供の世話をみてもらう費用の税法上の控除額を1万8,000マルクに引き上げること、④1991年から施行されている児童・青少年援助法 (Kinder- und Jugendhilfegesetz) により州に設置が義務づけられた保育のための施設等、特に3歳未満の子のための通所施設の必要数の確保やニーズに応じた保育の提供を、州と協力して行っていくこと、⑤別居している親が養育費を払わない場合のための扶養料立て替えについて、子の年齢制限を従来の6歳から12歳に引き上げること、⑥病気になった子供の看病のための有給休暇制度の拡充として、夫婦各人につき従来の5日から10日、単親家庭の場合には1人で20日とすること、および看病すべき子供の年齢制限を従来の8歳から12歳に引き上げることなどがある。

(d) 高齢者・障害者のいる家族のための政策

高齢者と同居したり、要介護者を介護したりしている家族に対する施策として、①特に援助の必要な親族を家庭で介護している家族のための税法上の控除制度の新設 (1990年1月から1,800マルク)、②病気の場合に家政婦を雇った者やホームに入所した者のための税法上の控除限度額の引き上げ (1990年1月1,200マルクから1,800マルクに)、③介護者が休めるよう他に介護者を得るための費用として、1年4週間を限度に疾病保険による1,800マルクの支給 (1989年1月)、④重度要介護者のための疾病金庫による介護の現物給付 (1月750マルクまで)、またはそれに代わる月額400マルクの介護手当の支給 (1991年1月)、⑤家族のために、あるいはボランティアで介護をしている者のために、その期間について法定年金保険の任意加入期間を強制加入期間とみなすこと (1992年1月) などがある。このほか、住宅政策に関連して、⑥65歳以上の者が子供と同一世帯で同居する場合には、住宅手当の計算にあたって、家族控除として年間2,400マルクを控除すること (1986年1月)、⑦2世帯住宅建設のための税法上の優遇措置または2世帯住宅の公的仲介、2世帯

住宅建設のためのローン計算のさいの有利な取り扱いが行われたりしている。

(2) 野党 (SPD) の家族政策¹⁹⁾

(a) 家族政策に対する基本的立場

SPD の家族政策の目標は、家庭において自由かつ責任ある共同生活（婚姻・家族がその根本形態）を形成することができるように、社会的・文化的・経済的条件を整えることである。しかし、家族がどのようにその共同生活を形成するかは、国家の規制によらず、家族が自ら決定するべきである。子供の養育は家庭において行われるのが最良であるが、しかし、それは女性のみのものである。男女は共に家庭および職業生活における自己実現 (Selbstverwirklichung) の権利（基本法2条1項）を有するのであり、子供の養育と仕事の調和は緊急課題のひとつである。すなわち、SPD の家族政策は、子供の権利を保障し、家庭と仕事の調和を図ることによって、パートナーシップに基づく夫婦関係・親子関係の形成を目指しているのである。

(b) 家族の負担の軽減

子供に優しく、しかも経済的連帯性のある正当で簡便な家族的負担の調整が必要である。そのためには、①高額所得者を利する不当な税法上の子供控除に代わって、各子1人につき最低月額200マルクの統一的な児童手当を支給するとともに、順次その金額を引き上げていくこと、②多子家族のための付加給付として、第4子から子1人につき月額100マルクの付加給付を行うこと、③子供のある家族に有利になるように、婚姻夫婦のための2分2乗方式による課税方式を改正することなどが考えられるとする。そして実際にも、そのための具体的な提案が第11回連邦議会に提出されている²⁰⁾。なお、妊娠中絶に関しては、中絶に対して刑罰を科すことは胎児の生命保護ではなく、女性に対する威嚇であり屈辱を与えるものであるとして、女性の意思に反しない方法で胎児の生命保護を図るべきであるとする。そして、子を産むことについて女性の責任と自己決定権を認めたいとして、子供に優しい社会を形成するべきであるとする。

(c) 家庭と仕事の調和

特に子供の養育と仕事の二者択一を迫られる状況から女性を解放するために必要な諸施策を講じなければならない。具体的には、①すべての子供に、学校に通う権利と同様に、その年齢に応じた保育所・幼稚園に通うことのできる権利を与えること、②病気の子供を世話するための有給休暇の請求権を父母それぞれについて5日から10日に拡充し、総計20日とするとともに、単親家庭については、1人で20日とすること、および子供の年齢制限を従来の8歳から12歳に引き上げること、③有給の育児休暇期間を18ヵ月からさらに延長していくこと、および自ら幼児の世話をすることを決めることのできる真の選択の可能性を父母に与えるために、同等の職場への復帰も含む3年間の職場復帰の保障を与えること、④経済的理由からしばしば育児休暇を請求することができない状態にある単親家庭の親のために、育児手当の金額を引き上げること、がそれである。さらに、男女が共に所得活動や家族的労働をしたり、ボランティア活動や文化活動に参加したりしやすくするために、週労働時間を30時間（1日6時間、週5日）に短縮することが提案されている。

(d) 女性の仕事上での不利益の除去

仕事をするうえで女性がこうむっている不利益を除去することが必要である。そのために、具体的には、①低賃金で期限付きのパート労働関係を女性に押しつけている就業促進法の規定を廃止し、女性の職場における機会均等と昇進の可能性を拡充すること、②社会保険の加入を義務づけられない就業関係（いわゆる470マルクの雇用関係）を廃止し、それによって高齢女性の貧困の主たる原因を除去すること、③連邦に対して、その公務について女性を積極的に雇用するように義務づけることなどが考えられている。

IV おわりに

東ドイツと西ドイツの家族政策の違いは、すでに指摘したように、男女平等に対する考え方の違いがそのまま反映したものである。それぞれが、

それなりに合理的理由をもっており、それぞれに長所・短所をもっているといえる。旧東西ドイツ両国間で締結された8月30日の統一条約(Einigungsvertrag)によれば、1990年10月3日の政治的・法制度的統一にあたっては、原則として、西ドイツのそれが東ドイツに適用されることになっており、家族政策についても同様である。しかし、女性の職業進出を促進してきた旧東ドイツの家族政策は、保育所・幼稚園・学童保育所の整備問題を中心に、従来の西ドイツの家族政策に少なからず影響を与えることになると思われる。

現に、経済的にも精神的にもすでに自立している旧東ドイツ地域の女性たちは、再統一後、男女同権に関する考え方の違いをはじめ、種々の困難な事態が明らかになるにつれて、女性を職場から家庭に逆戻りさせかねない西側の政策および法制度に対して、非常な危機感をつのらせている。このような危機感は、女性の失業率が男性よりも高く、女性の就業を支えてきた保育所や幼稚園が、企業の閉鎖・父母の失業による地方自治体の税収入の減少や父母の失業による入所要件の欠如などを理由に閉鎖の危機にさらされたり、また、食料品などの生活必需品の高騰による生活苦や将来に対する不安を理由とした年金生活者や母子家庭の母親の自殺が増加し、失業による不安やストレスからくる家庭内暴力も増加したりしている状況からして、故なきものではない²¹⁾。特に、1991年に入ってから、子供の出生数は急激に減少しており²²⁾、旧東ドイツ地域の人口構造にも大きな影響を及ぼしそうな勢いである。その理由は、失業などの生活不安だけでなく、従来国庫補助によりほとんど無料で近かった子供の養育費、例えば長期休暇中の旅行・キャンプなどの費用や保育料²³⁾が急激に上昇していることも関係していると思われる。いずれにしても、統一後の旧東ドイツ地域における混乱は、ドイツ全体の家族政策や女性政策・青少年政策にも大きな影響を与えることになり、今後の展開を注意深く見守っていく必要がある。

注

1) ナチスの家族政策と家族法については、依田精一

「資本主義ドイツにおける家族政策と家族法」福島編『家族・政策と法 4』、東京大学出版会、1981年、220頁以下など参照。

- 2) 詳しくは、石田由紀「東ドイツにおける婦人労働者」経済編集部編『経済大国日本の女性』、新日本出版社、1990年、212頁以下を参照。Vgl. Anita Grandke, *Zur Familienpolitik der DDR-Fragender künftigen Familienpolitik in Deutschland*, Deutschland Archiv 1990, 863 ff.
- 3) 東西ドイツの男女同権に対する考え方の違いについて、詳しくは、川井 健「東西ドイツにおける男女同権論の対立について(1)(2)」『法学協会雑誌』73巻6号、1957年、52頁以下、74巻1号、1957年、45頁以下を参照。
- 4) 東ドイツの家族法は、黒木三郎「ドイツ民主共和国家族法典および同施行法」『家裁月報』20巻2号、1968年、123頁以下、同「ドイツ民主共和国における家族法と家族政策」福島編『家族・政策と法 5』、東京大学出版会、1976年、127頁以下に紹介されている。
- 5) 詳しくは、依田・前掲論文(注1)227頁以下、拙稿「西ドイツにおける最近の家族政策の動向」『大阪府立大学経済研究』33巻2号、1988年、255頁以下参照。
- 6) 同法について、詳しくは、太田武男・椿 寿夫「西ドイツ男女同権法について(1)(2)」『家裁月報』10巻9号、1958年、13頁以下、10号、1958年、1頁以下などを参照されたい。
- 7) この法律全般についての紹介は、宮井忠夫「西ドイツ家族法の改正について④⑤」『ジュリスト』639号、1977年、102頁以下、640号、1977年、125頁以下がある。同法により改正された離婚法に関する紹介は数多く、枚挙にいとまがない(拙著『破綻主義の採用と離婚給付』大阪府立大学経済研究叢書第71冊、1990年、7頁に列挙した文献等参照)。
- 8) この法律の紹介には、レナーテ・ヘロルド「職場における男女平等法」『法律時報』53巻8号、1981年、48頁以下、拙稿「西ドイツにおける職場での男女平等待遇法に関する一考察」『法学ジャーナル(関大院)』31号、1981年、44頁以下などがある。
- 9) これらの法律の紹介には、拙稿「西ドイツにおける女性の年金」『季刊労働法』140号、1986年、152頁以下などがある。
- 10) Granke, a. a. O. (Anm. 4), S. 865.
- 11) 1988年に保育所に入所できなかった子供の割合は14%であった。ただし、単親家庭については、常に優先的に子供を保育所に入所させることができる取り扱いになっている。Vgl. Ott/Radtke/Thiel/Wagner, *Marktwirtschaftliche Möglichkeiten einer erziehungsfreundlichen Erwerbsarbeit in Deutschland*, Sozialer Fortschritt 1990/7, S. 153.
- 12) 家庭内での役割分担については、石田・前掲論文(注2)223頁以下参照。
- 13) 石田・前掲論文(注2)212頁以下参照。Vgl. Ferdinand Oeter, *Was wird aus der Familienpo-*

- litik im vereinten Deutschland?*, Die Sozialversicherung 1990, 223 ff.
- 14) Vgl. Sigrid Latka-Jöhring, *Frauen-Alltag in der DDR*, Informationen für Frau 2/90, S. 7.
- 15) 西ドイツにおける家族の変容に関しては、つぎの文献を参照されたい。Bäcker/Bispinck/Hofemann/Naegele, *Sozialpolitik und soziale Lage in der BRD, Bd. 2*, 1989, S. 169; Richard Albrecht, "Patient Familie"—zwanzig Jahre später. *Materialien zur Umbruchslage von Familie, Jugend und Erziehung*, Zentralblatt für Sozialversicherung, Sozialhilfe und Versorgung 10/1990, S. 289 ff.
- 16) Bundesministerium für Jugend, Familie, Frauen und Gesundheit (BMJFFG), *Frauen in der Bundesrepublik Deutschland*, 1989, S. 33.
- 17) BMJFFG, a. a. O., S. 43.
- 18) 連邦政府の家族政策については、1987年までのものを紹介した拙稿(注5)267頁以下を参照されたい。最近のものについては、つぎの文献を参照されたい。Presse-und Informationsamt der Bundesregierung, *Politik für die Familie, 5 Aufl.*, 1990. また、CDUの家族政策について詳しくは、拙稿(注5)264頁以下を参照されたい。なお、最近のものについては、つぎの文献がある。*CDU-Dokumentation* 27/1990, S. 11 ff.; *CDU-Dokumentation* 2/1991, S. 42 ff.
- 19) SPDの家族政策について詳しくは、拙稿(注5)260頁以下を参照されたい。なお、最近のものについては、つぎの文献がある。*Grundprogramm der Sozialdemokratischen Partei Deutschlands*, 1989, S. 17 ff.; *Die SPD im deutschen Bundestag* 638 (21. März 1990), S. 1 ff.
- 20) SPD-Fraktion, *Antrag für einen kinderfreundlichen, gerechten, einfachen und finanziell soliden Familienlastenausgleich*, S. 2 ff.
- 21) 1991年3月末にライプチヒで、公私いろいろな場を借りて、老若男女さまざまな人々に直接聞き取り調査した結果である。なお、ライプチヒの労働局(Arbeitsamt)の資料によると、同市では、統一前は労働能力ある年代の女性の実に94%が働いていたが、現在では、全失業者の58%が女性、6.8%が単親(その90%は母親)である。
- 22) ライプチヒでは、1990年10月の統一前には2.1人あった特殊出生率は、1991年3月現在で1.6人まで落ち込んでいるとのことであった。
- 23) 保育料は保育所が1日1.4マルク、幼稚園が1日0.35マルクであり、この額は1ヵ月にすると労働者の平均賃金のそれぞれ約3%と1%に相当する(Ott/Radtke/Thiel/Wagner, a. a. O. (Anm. 11), S. 153)。

(もとざわ・みよこ 大阪府立大学講師)